

「第 12 回 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会開催業務」 企画提案募集要領

1 業務名

第 12 回 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会開催業務

2 業務の目的

本県では、モノづくりや科学技術への理解を深めた創造性豊かな人材の育成を目指して、県内の少年少女発明クラブ（以下、「発明クラブ」）の活性化支援に取り組んでいる。

本県は、発明クラブ発祥の地であり、2024 年は設立 50 周年という節目であることから、(公社)発明協会主催の第 12 回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会で、大会を盛り上げるサイドイベントを実施し、県内発明クラブの機運醸成を図る。

3 業務内容

第 12 回 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会のサイドイベント運営等
(別添の仕様書のとおり)

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額限度額

20,204,580 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号に該当する場合は、全額を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで

(5) 支払方法

事業終了後の精算払いとする。

4 応募者の資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 企画提案書提出期限の時点において、令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿のうち、「大分類 03. 役務の提供等」中の「中分類 03. 映画等製作・広告・催事」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業者からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (4) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 応募方法等

(1) 公募説明会の開催

ア 日時：2024年5月20日（月）午前10時から

イ 場所：愛知県 本庁舎地下1階第8会議室

ウ 参加申込：以下により電子メールで行うこと

・申込期限：2024年5月16日（木）午後5時

・件名：「第12回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会開催業務 説明会参加申込」

・本文中に次の1～3を記載

1. 貴社名

2. 参加者氏名（2名まで）

3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）

・申込先：愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 研究開発支援グループ

電子メール：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

エ 備考

・参加申込を受け付けた後、URL等の詳細情報をメールで送付する

・説明会への参加は企画提案書応募の必須条件である。

(2) 提出書類と提出部数

ア 次の(ア)から(コ)の書類について、業務委託仕様書を踏まえ、別添「企画提案書等作成要領」に基づいて作成の上、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(ア) 企画提案参加申込書（様式1）

(イ) 業務実績書（様式2）

(ウ) 企画提案書（様式任意）

(エ) 見積書（様式任意）

(オ) 経費内訳書（様式任意）

(カ) 会社概要（会社パンフレット等）

(キ) 定款

(ク) 決算報告書（直近2年分）

(ケ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書等（様式3、様式4）

イ 提出部数

10部（正本1部、副本（(ア)から(カ)の正本のコピー）9部とする。）

(3) 注意事項

・企画提案は1事業者1案とする。

・提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

・提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け取らない。

・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかとする。

(5) 提出期限

2024年6月10日(月)正午(必着)まで

※郵送の場合は、提出期限までに愛知県庁に必着のこと。なお、提出書類の受領を確実に
行うため、投函等を行った後速やかに電話連絡(「9 連絡・問合せ先」に記載する連絡
先)すること。

(6) 提出先

「9 連絡・問合せ先」に記載する場所

(7) 応募に関する問合せ

企画提案書作成等の問合せは、2024年5月28日(火)午後3時まで電子メールで受け付
ける(電話や書面では受け付けない)。

・電子メール:san-kagi@pref.aichi.lg.jp

・件名:「第12回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会開催業務に関する問合
せ」

問合せに対する回答は、2024年5月31日(金)午後5時までに下記Webページに掲載
する。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/challengecontest-koubo2024.html>

6 選定事業者数

1者

7 審査及び委託先の決定

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選考するため、
県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査
を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審
査を行い、3件を選定する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【選定委員会における提案説明】

提案者は企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

・日程:2024年6月中旬(予定)

※プレゼンテーションは1者10分程度とする。説明は企画提案書をもとに行うものと
し、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可とする。説明終了後、質疑
応答を5分程度行う。日時・場所等については、後日連絡する。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

【事業評価項目】

ア 推進体制(推進体制及び業務実績等は適切か。)

イ 事業の内容及び実施方法（実施方法は効果的であり適切か。）

ウ 付加提案（当事業の効果を高めるものであるか。）

エ 経費（見積項目・経費は適切か。）

オ 社会的価値の実現に資する取組状況（社会的価値の実現に資する取組をしているか。）

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

最適な提案者に対しては企画提案書を選定したことを、選定されなかった提案者へは企画提案書を選定しなかったことを書面で通知する。

イ 通知期日

2024年6月中下旬ごろ

※なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

(5) 契約

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として選定しただけであり、契約を締結するまでは、契約関係を生じない。

県は、最適な提案者と企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約を締結するまでの間に失格となった場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

(6) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(7) その他

・企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された提案書は返却しない。

・次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

・採用された企画提案書の著作権は、愛知県に帰属するものとする。

・この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が定める。

8 スケジュール

- ・2024年5月20日(月) 公募説明会
- ・2024年6月10日(月) 企画提案の締切
- ・2024年6月中旬 選定委員会（プレゼンテーション）
- ・2024年6月中下旬 事業者決定、契約
- ・2025年2月28日(金) 契約終了

9 連絡・問合せ先

住 所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

所属名 愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 研究開発支援グループ

電 話 052-954-6370（ダイヤルイン）

メール san-kagi@pref.aichi.lg.jp